

奈良県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定に基づき、奈良県内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「奈良県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 センターは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報発信及び普及啓発
- (3) 気候変動適応計画や適応策に係る技術的助言
- (4) 気候変動影響及び適応に関する調査及び研究
- (5) 関係部局、気候変動に関する専門家及び関係機関・研究機関との連携体制の構築及び情報共有
- (6) その他気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第3条 センターは、センター長、副センター長及びセンター職員をもって組織する。

- 2 センター長は、景観・環境総合センター所長を充てるものとし、センターを総括する。
- 3 副センター長は、景観・環境総合センター次長を充てるものとし、センター長を補佐する。
- 4 センター職員は、センター長が指名する景観・環境総合センター職員とする。

(事務局)

第4条 センターの事務を処理するため、景観・環境総合センター内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営には、脱炭素・水素社会推進課が協力する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年1月6日より施行する。